議案審議状況

本会議・委員会から

本会議

◆平成19年度狛江市一般会計補正予算（第4号）

【主な質疑】

（歳入）

・公立学校運動場芝生化事業のモデル校として五小を選んだ理由はなにか。管理・運営はどのように行うか。

（歳出）

・土木費の緊急工事費については、道路の維持・管理を計画的に行っていれば、最少の補正額で済むのではないか。

【結果】賛成全員の可決

◆平成19年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

【結果】賛成全員の可決

◆平成19年度狛江市公共下水道特別会計補正予算（第1号）

【結果】賛成全員の可決

◆多摩川衛生組合規約の変更について

【提案理由】

多摩川衛生組合の副市長の職を廃止することに伴い、多摩川衛生組合規約を変更する必要があるため地方自治法第290条の規定により提出されたもの。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市職員の給料等に関する条例等の一部を改正する条例

【提案理由】

職員の給料等を改正することに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため。

【結果】賛成全員の可決

◆平成19年度狛江市一般会計補正予算（第5号）

【結果】賛成全員の可決

総務文教常任委員会

◆狛江市組織条例

【提案理由】

組織の再編を行うにつき、条例を全部改正する必要があるため。市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。

企画財政部
総務部
市民生活部
福祉保健部
（狛江市福祉事務所）
児童青少年部
建設環境部

平成20年4月1日から施行

【主な質疑】

・何のために組織改正を行うのか

・正職員467人を目指すためにつくる組織ではいけない。467人でどれだけ市民福祉の向上を費用対効果を考えて、簡素で効率的な自治体をつくるかがスタートラインと思う。考え方はどのようか。

・一つの流れで事務手続きが処理できるような組織構成か。

・児童青少年部を設置してどのような課題をどのように解決しようとするのか。

・企画経営室から政策室へ変更となるが、経営の概念を持たせなかったのはなぜか。

・現在の生活住宅係の業務については、新組織では担当部署が複数に分かれてしまい、市民に分かりにくくなるのではないか。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市体育施設条例の一部を改正する条例

【提案理由】

狛江市民総合体育館及び元和泉スリーオンスリーコートを体育施設に追加するとともに、体育施設の管理を指定管理者に行わせることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため。

【主な質疑】

・指定管理者に管理を行わせることで経費の削減が図られるが、サービスの向上についてはどのようか。

・運営委員会や利用者会議のような、施設を利用する各団体の声を指定管理者の管理運営面に反映できるシステムが求められるがいかがか。

【結果】賛成全員の可決

社会常任委員会

◆狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【提案理由】

健康保険法等の一部を改正する法律に伴い、所要の改正を行うため。

【結果】賛成全員の可決

建設環境常任委員会

◆道路の認定について

【提案理由】

市道第546号線の道路の認定について、道路法第8条の規定による。

【結果】賛成全員の可決

平成19年度 狛江市一般会計補正予算（第4号）の主な内容（歳出）

（単位：千円）

総務費	一般管理費	施設等修繕	4,000
		庁舎管理用備品	5,000
	割賦徴収費	市税還付金及び還付加算金	3,000
民生費	学童保育費	臨時職員賃金	△ 3,719
	扶助費	医療扶助	80,870
		保護施設事務費	5,058
土木費	道路維持費	道路等緊急工事委託	3,000
	街路事業費	実施計画委託	△ 3,568
諸支出費	減債基金費	減債基金積立金	5,000

可決された意見書

第4回定例会では、議員から6件の意見書が提出され、うち4件が可決されました。可決された意見書を紹介します。

嫡出推定に関する民法改正とさらなる運用見直しを求める意見書

民法第772条の「婚姻の解消若しくは取消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。」という「嫡出推定」規定は、法施行の明治31年（1898年）当時、父親の子への責任放棄をさせないため、「早期の身分保障」「子の福祉」の観点から意義深いとされた法律であった。しかしながら施行から110年余りが経過し、離婚・再婚をめぐる社会情勢の変化や、医学的進歩により妊娠時期や父親の確定が容易となるなどこの規定が逆に子の福祉を脅かすことにもなっている。

昨年以降の報道では、適法な再婚を経て出産したにもかかわらず、戸籍上事実と異なる前夫が父親となることを嫌い、出生届が提出されなかったいわゆる「無戸籍児」の存在が明らかとなるとともに、「親子関係不存在」等の家事調停や、裁判が行われた場合でも、父親が確定するまでの間無戸籍となるのが一般的で、その数も年間3000人前後とされ、恒常的に「無戸籍児」が生み出される法の存在が社会問題となった。

これを受け政府は法務省通達を出し、平成19年（2007年）5月21日から、「離婚後妊娠」であるとの医師の証明書を添付することで事実上の父を父親とした戸籍作成が可能となった。しかしながら離婚交渉が長引き、離婚届の提出が事実上の離婚の日よりおくれることも多く、法的離婚後の妊娠に限定したこの通達により救済されるケースは対象者の約1割と言われ、無戸籍児の根本的解決に至っていないのが現状である。

また、子の氏を定める戸籍法や婚姻・離婚に関する関連法との整合性についても問題があることも指摘され、親子（父子）関係不存在・嫡出否認等の家事調停・審判の手続についての対応格差等も存在し、一部では戸籍作成の壁ともなっている。

よって狛江市議会は政府及び国会に対し、今こそ立法の精神に立ち戻り、「子の早期の身分保障」と「福祉の実現」のため、戸籍が事実と異なる記載とならないよう民法第772条の嫡出推定に関しての見直し、関係する子の氏を定める戸籍法や婚姻に関する法律との整合性を図ること等も含め、現実に即した法改正を強く求めるとともに、改正までの間通達による救済の範囲を広げること、また親子（父子）関係不存在・嫡出否認等の家事調停・審判の手続の簡略化等運用面でのさらなる見直しを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

送付先（内閣総理大臣・法務大臣・衆議院議長・参議院議長）

国際園芸博覧会の多摩地域での開催に関する意見書

（本文省略）

都営住宅居住者の使用承継制度見直しを求める意見書

（本文省略）

沖縄戦「集団自決」への軍の関与を否定する教科書検定意見を撤回し、もとの記述に戻すことを求める意見書

（本文省略）